住宅バリアフリー改修に伴う固定資産税減額申告書

(宛先)狭山市長	申告者(納税義務者)	住　所	
		氏　名 (法人にあつては、その名称及び代表者氏名)	
		個人番号又は法人番号	
		電話番号	

狭山市税条例附則第10条の3第8項の規定により、下記のとおり固定資産税の減額を申告します。

令和　年　月　日

物件内容				
所在地	狭山市		家屋番号	
種類	専用住宅　併用住宅　マンション	構造		
床面積	居住部分　㎡	その他の部分　㎡	合計　㎡	
建築年月日	年　月　日	登記年月日	年　月　日	
改修工事完了日	年　月　日	バリアフリー改修費用	全体工事費用　円 改修に要した費用①　円 改修に伴う補助金等②　円 差引金額　①－②　円 ※自己負担額50万円を超えるものが対象(注)	
提出できなかった理由	※工事完了日から3か月以内に提出できなかった場合のみ記入してください。			
改修工事を必要とした方	氏名(生年月日)	年　月　日	住所	
	該当する部分	65歳以上の高齢者　障害者　要介護・要支援認定者		

世帯区分等状況確認

本申告書の審査にあたり世帯区分・現住所・介護保険給付・補助制度利用状況等を資産税課が各担当課へ照会することに

同意します　　**同意しません**

※該当するものを○で囲んでください。同意されない場合、審査の際に添付書類以外の書類が必要となった時は、その都度提出していただくことになります。

※注　改修工事の契約日が平成25年3月31日以前の場合は30万円以上です。

添付書類　1. 改修工事の領収書及び工事内訳書又は工事明細書の写し並びに工事箇所の改修前・改修後の写真。なお、契約日が平成25年3月31日以前で工事費が50万円以下の場合は、工事契約書の写しも必要になります。

2. 居住者要件を満たすことを確認できる書類の写し並びに補助金等を受けた場合、それを確認できる書類の写し

※世帯区分等状況確認に同意された方は、2の書類は必要ありません。

注意　「個人番号又は法人番号」欄には、申告者(納税義務者)の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

※処理欄(この欄は資産税課で記入します)

電算入力	電算確認	宛名コード	軽減コード	軽減期間
				令和　年度

■更新年月2021.01